

慰安婦問題をめぐる日韓関係の最前線

令和7年6月21日 於星稜会館

登壇者：柳 錫 春（元延世大学教授）
：西岡 力（麗澤大学特任教授）

開会挨拶（歴史認識問題研究会 高橋史朗副会長）

皆さん、こんにちは。大変お忙しい中、まだ猛暑が続いている中、ご参加いただきましてありがとうございます。今日は延世大学の元教授である柳錫春先生リュ・ソクチュンから「慰安婦発言最高裁無罪判決を勝ち取るまで」ということでお話をいただきますが、今日皆さん受付で資料を手になされたと思いますが、大変詳細な資料を作っていただきました。ちょっと見ていただきますと、事件の経過概要、そしてプレスリリース、被告人意見書、そして授業速記録に基づいて今日はお話させていただきます。

それで私の方から少しお話をさせていただきたいのですが、西岡会長からも、新政権の下での日韓関係等についてお話があるかと思いますが、新政権の選挙公約、これは皆さん既にお目に留まっているかもしれませんが、今日のテーマである慰安婦問題と非常に密接に関わる選挙公約が公にされました。選挙公約の一部を読ませていただきます。「日本軍慰安婦被害者の尊厳を守り、歴史認識を深めるために努力します」「日本軍慰安婦被害者の尊厳と名誉回復」「被害者に対する人権侵害と名誉毀損行為禁止明示及び処罰根拠を備える」あるいは「日本軍慰安婦被害者を称える造形物」、これは慰安婦像等でございましょう。「または象徴物の公共造形物指定管理拡大」、さらには「国家次元の日本軍慰安婦記録、ユネスコ世界の記憶の登録推進」ということが書かれております^(注1)。

これにつきましては、『歴史認識問題研究』創刊号から詳しくこの問題を扱ってまいりました。特に、学術的に実証的に検証してきたわけですが、政治決着を図ろうということが韓国大統領選における公約の中にあるわけですが、私が一つ懸念していることがございます。それは、ユネスコの事務局から、世界の記憶遺産に登録申請している慰安婦に関する資料について、韓国側と日本側が対話をするようにという勧告を受けているわけでございます。

どういふふうに対話をするかということが、これから大事になってくるわけですが、歴史的経緯については、『歴史認識問題研究』創刊号と第2号に私が詳しく書かせていただきました。その総括を年内に出版したいと思っておりますけれども、ユネスコの事務局が中国や韓国と癒着していると言っているかもしれませんが、少なくとも公平に扱っていないのではないかと、という懸念をずっと持っております。率直に申し上げれば、慰安婦の申請史料につきましては、実は国際諮問委員会という最終決定する機関で、

この資料を見ていた人は一人もいませんでした。これは後ほど分かったことでございます。実際に見ていたのは、レイ・エドモンドソンという人物です。世界遺産である「世界の記憶」に登録されるためには、登録小委員会（国際諮問委員会の下部機関）というところで最初に議論をするわけですが、この人はその小委員会をリードし、唯一資料を見ていたと言われています。

しかし、これは明らかになりましたので公になっておりますけれども、韓国で開かれた会議に自ら出席して、これを主導したことが記録に残っている。写真にも残っています。また、日本にもやってきて、日本の団体を中心とした会議に、いわば登録実現を目指す戦略会議に、登録の是非についてジャッジをする審判がやってきて講演をするという、非常に不公平な事実が明らかになりました。

この事実に象徴されるように、どうも公平に韓国と日本を扱っていない、という懸念がございます。そういう中で、私たちがどういうふうに歴史戦を展開していくか、これは大変重要でございまして、今日のお話の中で具体的なお話をいただけたと思いますけれども、日韓の共同研究をより深めて、この歴史認識問題はより一層重大な局面を迎えるかと思っておりますので、さらに理論武装を深めていきたいと思っております。

今日は皆さんの質問を受ける時間も取れると思いますので、どうぞこれからお話を聞いて、じっくりと議論させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

注1 本誌西岡論文の巻末資料「李在明大統領選挙公約の日本関係部分」(121～123頁) 参照。

柳錫春「慰安婦発言最高裁無罪判決を勝ち取るまで」

※柳先生の慰安婦発言に関する概要

2019年9月17日、延世大学で柳錫春先生が担当する発展社会学の講義の最中に起こった事件。当該講義は、韓国がここまで発展した理由について、学生の対話の中で互いに指摘し、質問に答えながら気づきを触発していく内容であった。その日、柳先生は慰安婦問題に触れ、慰安婦はある種の売春の一種であり、貧しさのゆえに女性たちがそのような仕事を選んだと話した。しかし、講義に出席していた学生が授業内容を録音して、元慰安婦の支援団体である挺対協（2018年に正義連と改称）に流したことにより、韓国の全メディアが柳先生を攻撃するという社会的事件に発展した。日本軍による強制連行を否定したということで、柳先生は告発され、裁判になった。地裁から最高裁判決までに6年の歳月が経過し、今年2月、最高裁で柳先生の無罪が確定した。

1、私に起こった3つの事件

ご紹介いただいた柳錫春です。発表に入る前にまず、西岡先生に感謝の気持ちをお伝えしたいと思います。色々なご指導、そしてご招待いただき、それに関して非常に感謝しております。また、今日、通訳と翻訳を手伝ってくれた崔碩榮さんチェ・ソギョンにも感謝の気持ちをお伝えしたいと思います。

この事件は大きく3つの方向に展開されました。1つ目は、私が授業中に「知りたいならやってみますか」という発言がセクハラ発言だと判定されて、延世大学側から懲戒を受けました。これは2019年9月に起きましたが、行政訴訟で最初、私は裁判で負けました。2020年5月9日の話です。懲戒の内容は停職1ヶ月です。

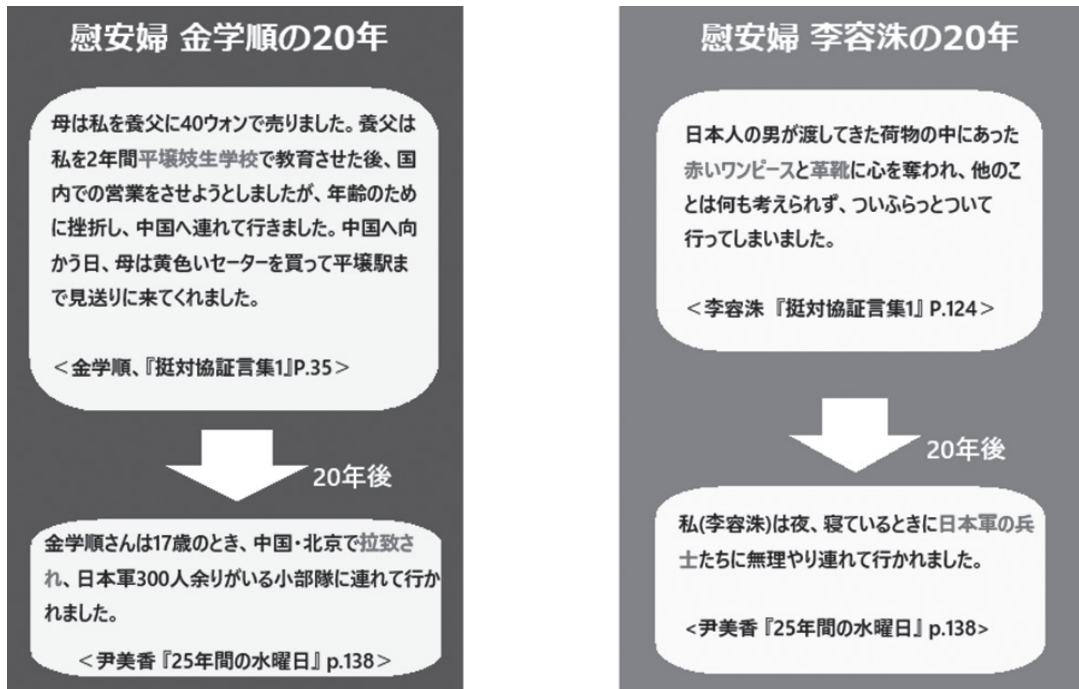
2つ目は韓国の西部地検、つまり、韓国の公権力による私に対する懲戒で、名誉毀損の容疑で今年（2025年）の2月13日に最高裁で判決が出ました。この名誉毀損が一番大きな焦点であり、私は三つに関する名誉毀損をしたという理由で起訴されました。名誉毀損に関しては、対象が誰かという点が重要になりますが、検察が私を起訴した理由は、日本軍慰安婦の名誉を毀損したというのが1つ目の理由でした。検察の主張は、自分の意思に反して慰安婦として勤めた人を、自発的に売春婦となり活動していたという私の話が、元慰安婦の女性たちの名誉を毀損したという内容でした。しかし、これに関しては最高裁で無罪判決が出ました。

2つ目の名誉毀損は挺身隊問題対策協議会、つまり挺対協と言われている市民団体に対する容疑です。この団体は今では「正義連」（日本軍性奴隷制問題解決のための正義記憶連帯）と名前を変えています。名誉毀損の内容は、挺対協（現 正義連）が北朝鮮に従う団体だという私の発言でした。それに関しても無罪判決が出ました。

3つ目の名誉毀損というのは、慰安婦たちの証言が初期の証言と、後に時間が経ってからの証言が変わったという内容です。私は、正義連の教育によっておばあさんたちの証言内容が変わった、というふうに話したことがあります。私は様々な資料を集めて裁判所に証拠として提出し、慰安婦のおばあさんたちの証言が変わったことは事実として認められました。しかし、正義連がおばあさんたちに教育をしたことで、彼女たちの証言が変わったという点に関して、私は決定的な証拠を提出できなかったと判断されて、その部

分に関しては私に有罪判決が出ました。

図1 元慰安婦の証言が変化した例（提供：柳錫春）



有罪判決の内容は罰金200万ウォンでした。しかし、検察側が私に対して求刑した量刑は懲役1年半でした。結論的に裁判の内容をまとめると、3つの名誉毀損のうち2つに関しては無罪判決が出たのですが、正義連が教育したことによって慰安婦たちの証言が変わったという私の発言に関しては、有罪判決で罰金が課せられたというのが裁判全体の内容です。その後、正義連が私に対して民事訴訟を起こしました。刑事訴訟において私が有罪判決を受けた部分に関して民事訴訟を起こし、賠償金として1億ウォンを求めました。正義連が1億ウォンを求めた民事訴訟は、刑事訴訟が裁判中の時は止まっていました。そして、刑事訴訟に関しては今年の2月13日に最高裁の判決が出たので、その後、民事訴訟に関しての裁判が再開されて、日本に来る直前の6月13日に第一審の判決が出ました。

刑事訴訟では200万ウォンの罰金を課せられたのに対し、民事訴訟では500万ウォンを賠償することを命じる判決が出ました。今の段階では、私が500万ウォンを正義連側に払うことになっていますが、これを不服として第2審、第3審まで行くのか自分の弁護士と相談している段階です。最高裁まで進んだとしても、私が賠償金として払わねばならない金額は500万を超えることは多分ないと予測しており、経済的な打撃はそんなに大きいことではないと思います。

以上が、私が講義で発言した内容に関して起きた3つの事件です。1つ目は大学側の懲戒処分、2つ目は刑事訴訟、3つ目は民事訴訟ですが、その他にも私にとって大きな2つの変化がありました。

2、裁判を通して起こった大きな変化

1つ目は、今までは韓国国内で慰安婦に関する専門書、特に強制連行を否定する専門書はほとんどありませんでした。今回の私の裁判が起きてから、専門家たちによって強制連行否定の書籍が韓国で出版されることになりました。その中の一つが西岡先生の本です。日本だけではなく、アメリカのマーク・ラムザイヤー先生の本も翻訳して出版されるようになりました。そういった慰安婦問題関係の専門書が出版されたことによって、韓国でも従来の強制連行説以外の学説があることが拡散されました。

2つ目の大きな変化は、今までは正義連という市民団体は日本大使館前で毎週水曜日に抗議デモを行っていたのですが、私の裁判が起きてから私を支持してくれる、そして正義連の主張が間違っているという、正義連のデモ行為に反対する集会が毎週同じ場所で起きるようになり、5年以上続いています。日本大使館は他のところに移動しましたが、工事中の現場の前にある、慰安婦像と呼ばれている少女像の周りで、正義連が30年以上日本を批判するデモ活動をしてきました。正義連の水曜集会が間違っていると反対し、それに対抗する私を支持するグループの人たちが、堂々と集会を開いています。今や、水曜集会对抗デモは正義連よりも人が多く、熱気もあります。

ここにお見せするのは、韓国の新聞である『国民日報』に2020年5月27日に載った風刺漫画です。これは歴史的な事実を描いたのではなく、韓国国民が持っている慰安婦に関する認識が時代によって、どのように変化していったのかを見せてくれる絵です。

図2 2020年5月27日付の『国民日報』(提供：柳錫春)



上の絵を見てください。幼い少女を日本軍が無理やり連れて行く絵が描いてあります。これが今までの韓国人が持っていた慰安婦に関する認識でした。もちろん事実とは異なる

ります。下の絵を見ると、幼い少女がおばあちゃんになっています。おばあちゃんを無理やり連れて行く女性が誰かは、皆さんもご存知だと思います。これは当時、正義連の代表だった尹美香^{ユン・ミヒャン}で、国会議員まで務めた人です。韓国の言論人の中にも正義連がどういう団体なのか、その正体がもうバレたということですね。尹美香という人がおばあちゃんたちを利用して、彼女たちを連れ回したということ、韓国の人たちもある程度わかっています。

3、慰安婦発言から裁判までの時系列

では、わたしの裁判の話に戻って、時系列を一緒に見ていただければ、と思います。事件が起きたのは2019年で、私が担当していた科目名は発展社会学という講義でした。受講生は男性19人、女性30人で、全体で49人が受講していました。この講義で私は、日本軍慰安婦は売春の一種だという意味の発言をしました。また、この発言を聞いて学生たちが質問をして、私が答える過程で、女性の学生に「もっと知りたいなら、やってみなさい」という発言をしました。私は「調べてみなさい」という意味で話したのですが、この発言を聞いて女性学生は「売春をやってみなさい」と解釈したということで、私の発言が問題になりました。

その講義に不満を持った学生の誰かが、講義を始めから終わりまで録音した音声ファイルを正義連に提供しました。正義連は「学生に売春を勧めた」「セクハラ発言をした」とメディアに流し、その日の夜から私に対する批判の記事などが大きく報じられるようになりました。翌日になると、全てのメディアに私の名前が載り、韓国で一番悪い男になってしまいました。

9月21日、大学の中にある「ジェンダー平等センター」が私の発言を問題視し、今後の発展社会学の講義は中止して別の教師を呼ぶべきだという要請を、大学側に申請しました。

そして9月23日、つまり事件が起きてから1週間ぐらい経った時点で大学側がその要請を受け入れ、大学の委員会が私の講義を中止させて代替の教師を投入することを決めました。同じ日に、市民団体「庶民民生対策委員会」が名誉毀損・侮辱などの容疑で、私を西大門警察署に刑事告発しました。10月1日には尹美香が刑事訴訟、そして民事訴訟で1億ウォンの賠償を求める訴訟を起こしました。

その後、いろんなことが起きましたが、興味深いことは私の事件が起こった約10ヶ月後、2020年5月7日に日本軍慰安婦「被害者訴え人」、この「訴え人」というのは、自身は日本軍慰安婦の被害者だと訴えているものの、本当に被害者かどうか少し疑問があるので「訴え人」と表現しました。その「訴え人」の李容洙^{イ・ヨンス}さんが元正義連の代表理事であり、当時は比例代表で国会議員に当選していた尹美香を寄付金の横領疑惑があると記者会見する事件が起きました。尹美香はこの問題で国会議員任期終了後の2024年11月14日、大法院で「懲役1年6ヶ月、執行猶予3年」の最終判決を受けました。

そして、2020年10月29日にソウルの西部地方検察が最初に申し上げた3つの名誉毀損の容疑で私を起訴しました。検察側は起訴内容を作成したのですが、内容はA、B、Cと匿名処理をしており、Aは私のことで、Bは市民団体の正義連、Cは庶民民生対策委員会という私を訴えた市民団体です。検察の起訴理由ですが、講義中に私が話した日本軍慰安婦のおばあさんたちは、売春に従事するために自発的に慰安婦になったというのが

虚偽の事実であるため、おばあさんたちの名誉を毀損したという主張です。なお、私は講義で「自発的に慰安婦になった」とは言っていません。2つ目はBの正義連についてです。正義連は挺対協の時代から、日本軍慰安婦は強制連行されたと元慰安婦たちのおばあさんたちを教育したという私の主張は虚偽の事実であるから、正義連の名誉を毀損したという内容です。3つ目は正義連の役員たちは統合進歩党という親北朝鮮団体の幹部でもあるため、正義連は北朝鮮と関係があり、追従しているという私の意見は虚偽の事実であるため、正義連の名誉を傷つけたという内容です。

4、正義連と検察は強制連行の被害者を特定できなかった

起訴から約3ヶ月後の2021年1月15日に、第1回目の公判が行われました。第2回目は3月12日、第3回目は4月21日、第4回目は5月12日でした。公判の中で重要な出来事だけを説明します。

第2回目の公判では、正義連側が要請した証人が3人(正義連事務総長ハン・ギョンヒ、女性人権博物館館長キム・ドンヒ、庶民民生対策委員会事務総長キム・スンファン)いたのですが、検察側がこの3人に対して尋問を行い、それが終わった後、私と私の弁護士に対して、被告人側も証人に対して尋問したいのがあればどうぞ、と言われました。私は裁判長が見守る中で正義連事務総長のハン・ギョンヒ証人に、「強制的に連れて行かれた日本軍慰安婦がいるのであれば一人でもいいから、名前を挙げてみてください」と求めました。ハン・ギョンヒは名前を挙げるができず、強制連行というのは「構造的な強制」であって、日本統治時代を経験した朝鮮の女性は殆どが構造的な強制をされた人だ、という曖昧な返答をして、実際に強制連行された慰安婦の名前を一人も特定できませんでした。私を知る限り、そのような構造的な強制を主張している人がいることを聞いています。例として、吉見義明教授が挙げられると思います。

西岡先生がお書きになった、『韓国政府と言論が語らない慰安婦問題の真実』という本があります。日本語版のタイトルは『よくわかる慰安婦問題』ですが、李宇衍(イ・ウヨン)先生が韓国語に翻訳して、『メディア・ウォッチ』という韓国の出版社から韓国向けに発行されました。第3回目の公判が始まる前の4月15日に、その本を私が裁判所に証拠として提出しました。そして3回目の公判で、判事が検事に対して「名誉毀損というのは誰を指すのか」と質問しました。つまり、韓国国内では慰安婦被害者というのは20万とも40万とも言われていますが、その数十万人全部の元慰安婦の名誉を毀損したという理屈は通らない、と判事は指摘したのです。だから、誰の名誉を毀損したのかを特定しなさい、と。そうしないと名誉毀損というのは成立しない、と。そういうふうに判事が検事に話をしました。慌てた検事は、当時生存していた元慰安婦19人の名前を、その場で特定できませんでした。後に、起訴内容の構造を変えて、当時の生存者19人の名前を挙げて、この人たちの名誉を毀損した、と修正しました。

検察の論理は、韓国の法律に依っているのですが、その法律が「日本軍慰安婦被害者支援法」です。そこには被害者の定義が書かれており、「日本軍慰安婦被害者」とは「日帝により強制動員され、性的虐待を受け、慰安婦としての生活を強要された被害者」とされています。この法律により女性家族部に登録された被害者数は、2025年6月現在で合計240人です。このうち生存者は2021年4月時点で19人、2025年6月時点で6人となって

います。これは1993年に制定された法律で、2025年までに17回改正されています。改正理由は、慰安婦被害者への支援の範囲を拡大させるためです。

第5回目の公判(2021年7月21日)では、私が申請した証人(李承晩学堂学長の李栄薫^{イ・ヨンファン}、メディア・ウォッチ代表の黄意元^{ファンウィウオン}、判事のペ・ボユン)に関して、裁判所は却下しました。李栄薫先生は2019年に『反日種族主義』を発行した有名な方で、慰安婦問題に関しての専門家とされています。メディア・ウォッチの代表の黄意元さんは正義連を従北団体と批判したことで裁判となり、正義連に勝った人です。ペ・ボユン判事は最高裁判所で長年勤めた憲法の専門家です。この3人を召喚する申請が認められなかったのです。第6回目の公判(8月27日)の時に、ペ・ボユン判事のみを証人として認める判断が下されました。そして、第7回目の公判(10月13日)の前日、私は裁判所に対して、被告人意見書という30ページにわたる私の意見を書いた文書を提出しました。この意見書は、裁判所がこれまで私の証人要請を却下したことなどに関する批判や、裁判の健全性を危惧する私の意見、裁判所に対する私の要請などが入っている意見書でした。要約すると3つに分けられます。

1番目は、検察側が証拠として使っている国連のクマラスワミ報告書が本当に信用できる資料なのか。これは事実だと国連は見ているのか、それを国連に問い合わせしてほしい。そのうえで、国連の正式な答弁を聞きたい。それを裁判所が代わりに申請してほしい、という要請でした。2番目は、検察側は日本の河野談話を使って私を起訴する理由の一つとして挙げているが、この談話を現在の日本政府、現政権も認めているのか。それを日本側に問い合わせ、それに対する答弁をもらってほしいという要請です。3番目は、韓国の女性家族部に登録されている240人の慰安婦被害者に関する、具体的に詳細な情報を公開してほしいという要請です。家族部が持っている慰安婦に関する情報は公開していないので、それを裁判所が公開申請をして、それを見せてほしい、と私が要望しました。

5、資料公開を拒否した女性家族部と事実照会を無視した国連

私が意見書を出した翌日の第7回目の公判では、私が要請したペ・ボユン判事が出席して学問の自由を強調しました。そして、国連や日本への問い合わせ、女性家族部への情報公開申請、私の残りの証人召喚を認めるか否かの判断は、次回の公判まで持ち越しとなりました。

2022年1月14日に第8回目の公判が開かれましたが、私が申請した国連、日本政府、女性家族部に関する要請は却下されました。しかし、女性家族部への240人の慰安婦被害者に関する具体的な被害の証拠に関しては、文書送付嘱託申請をすることにしました。第9回目(3月30日)の公判では、検察側が女性家族部への文書送付嘱託申請を認めてはいけないと主張しました。この件に関しては被告側の次回の意見を提出することになりましたが、裁判官は検察側が証拠として「被害者提出の録音記録」だけは提出されているので、その録音内容を文書化して提出することを要請しました。

第10回目の公判(5月25日)では、私が申請した国連に対する事実照会の申請、そして女性家族部への文書送付嘱託申請を認めて、採択されました。これが意味することは、裁判所の名前で、国連のソウル事務所にクマラスワミ報告書は事実なのか、それとも一

つの意見なのか、それに対して国連側の意見を答えてほしいという問い合わせでした。それが認められたわけです。そして、女性家族部に関しても、法律として認められた被害者の被害の内容証拠を送ってくださいという申請を裁判所が認めたのです。

第11回目の公判（9月14日）では裁判所の人事異動があり、私を担当していた裁判官が変更されました。裁判官が変わっても裁判は続いたのですが、女性家族部から個人情報保護を理由に、資料公開はできないという返答が返ってきました。国連の人権委員会に出した事実照会の依頼に関しては、何の返答もありませんでした。そこで裁判所は、次の裁判まで国連の人権委員会から返答がなければ、事実照会は諦めることにしました。この裁判では裁判官から検察官に対して、慰安婦生存者が19人いるので、その中で積極的に被告（柳錫春）の処罰を希望する人がいれば、その人物の具体的な被害事実をまとめて、検察側被害内容を作成して裁判所に提出するよう命じました。

第12回目の公判（10月19日）では、被害者の中で李容洙という人がいますが、この人はメディアとかによく登場して自分の被害を訴えてきた人ですが、その人が弁護士を通じて自身の被害を提出する意思があるという話をしました。また、裁判官は検察側に対して、その李容洙さんの被害事実を確認できる具体的に確実的な証拠を提出するように要請しました。さらに裁判官は、これ以上証拠提出を待つことはできないので、次回までに具体的な被害事実を提出できなければ、次の裁判で判決を出すと宣告しました。

そして第13回目の公判（11月23日）で結審が行われました。この結審公判において、最終的に検察側が求刑をして、被告側は最後の陳述を行いました。検察側は懲役1年6ヶ月を求刑して、私は改めて無罪だと主張しました。本来ならば、2023年1月に宣告が行われる予定だったのですが、その数日前に裁判所から私に連絡があって、延期するという話がありました。そして次の公判が行われたのが1月27日です。

宣告延期の理由が第14回目の公判で伝えられたのですが、今回の裁判と非常に関係がある別の裁判の判決が下るので、それを待つということでした。その裁判とは、朴裕河教授の『帝国の慰安婦』という書籍に対する最高裁の判決でした。朴教授の裁判結果を見届けてから本裁判の判決をしたいので、宣告まで少し待ちたいという話でした。そして、裁判官はもう一回、検察側に被害者の具体的な被害事実を確認できる資料を提出するように言いました。何度も要請したにもかかわらず、提出しなかったので、それに関して警告を出して提出書の督促をしました。

2023年3月22日の第15回目の公判で、私は裁判官に今までに出た証拠などで判決を宣告して欲しいと求めました。事件が起きたのが2019年なので、4年も裁判に時間がかかっているから、早く結論を出してほしいと要請したのです。しかし、裁判官は朴裕河教授の裁判結果を見てからにしたいと答え、宣告はまたも延期することになりました。

それから半年ぐらい経った2023年10月26日、韓国の最高裁が朴教授の無罪判決を出しました。そして、私の第16回目の公判（12月15日）に再度、結審が行われ、2024年1月24日に地裁判決が出ました。

6、判決の内容

判決は次のような内容でした。

- ① 強制連行された慰安婦たちが金儲けのために行ったという虚偽事実を述べて、元慰安婦の名誉を毀損したというのは、「学問の自由」に該当し無罪。
- ② 正義連（元 挺対協）が元慰安婦のおばあさんたちを教育したことによって、元慰安婦たちの証言が変わったという内容は、「虚偽事実の摘示」に該当し有罪。
- ③ 正義連（元 挺対協）を「親北団体」とした発言は、公的地位にある団体への批判で、「表現の自由」に該当し無罪。

この3つを合わせて考えた結果、量刑は諸事情を考慮し罰金200万ウォンという最終結論が出ました。私はこの一審の判決に関してホッとしたところもありますが、少し卑怯な判決だと思っています。なぜなら、お金を稼ぐために慰安婦になったという私の主張は事実だと思うのですが、これを「学問の自由」ということで片付けて、事実かどうかをはっきり裁判所が言ってくれなかったからです。学問の自由という表現で、私が言った主張が事実かどうかを曖昧にして、学問の自由の後ろに裁判所が隠れたと私はと思っています。私は今も、裁判所は「学問の自由だからこの発言は無罪だ」ではなく、「事実だからこの発言は無罪だ」という判決にすべきだったと思っています。

そして、裁判所は親北・従北団体という批判も、それは表現の自由だから無罪だと言っているわけですが、これも私は不服です。正義連が親北・従北団体という私の発言は、間違いのない事実です。それを判決に書いてほしかった。正義連がおばあさんたちを教育したという私の主張は虚偽の事実だから、罰金200万ウォンだという判決も間違っていると思います。判決文を見ると、元慰安婦たちの証言が変わったのは事実だと裁判所も認めています。しかし、その証言が変わった理由が教育によるものか、それを直接的に示す証拠を私が出せなかったと書いてあります。直接的な証拠とは、具体的に言うと、正義連に属している人間が「私はおばあさんたちにこのような教育をした」という証言や、おばあさんたちから「私たちは正義連からこういう教育を受けた」という証言がなければ、証明することはできません。そのような証言を得ることはほぼ不可能だ、と私は思います。

検察が私を起訴したのですから、私の有罪は検察側が証明しなければいけないのですが、検察は私の有罪を証明できなかったと思います。その後、2024年10月24日に第二審、2025年2月13日に第三審の判決が出ました。高裁と最高裁でも一審と同じ判決を出しました。

ここまでが、私が講義の中で発言したことで何年も裁判にかかり、最終的に200万ウォンの罰金を支払う判決が出るまでの簡単な説明でした。刑事訴訟に関しては、判決が最高裁で出て、その間私がこの原稿を書いていた時は民事訴訟の結論が出ていませんでしたが、2025年6月13日に民事訴訟に関する第一審の判決が出て、罰金500万ウォンの判決が出ました。ここまでが裁判の説明で、次は私が裁判の中で裁判所に提出した、私の意見書に関する話をしたいと思います。

7、裁判所に提出した意見書の内容

私が裁判所に提出した意見書には、私が大学で担当していた発展社会学という講義がどのような内容の授業であったかを、最初に説明しています。次に、李米薫先生が書いた『反日主族主義』と『反日主族主義との闘争』という本が、私が担当した発展社会学とどのよ

うな関係があるのかを説明しました。その他に、金柄憲氏が書いた『赤い水曜日』という本にも触れています。日本語にも翻訳されていますが、韓国では販売禁止の処分を受けました。

そして、吉田清治『私の戦争犯罪』も取り上げています。この本は皆さんがよくご存知だと思いますが、『私の戦争犯罪』が出版されてから同書が与えた影響、例えば、朝日新聞がこの本を使った報道を行って、日本の世論が誘導され、それが河野談話という一つの事件につながりました。また、河野談話はクマラスワミ報告書にも影響を与え、国連もこの一連の流れによってその報告書を採択するようになりました。そのような話を意見書にまとめました。

次に、西岡力先生の『慰安婦問題の真実』及び『資料集』を私は裁判の証拠として提出し、裁判官たちがこれを参考にするように私は強く訴えたので、それがある程度判決に影響したと思います。

意見書の最後に裁判長へのお願いとして、国連への事実照会と私の証人採択に関する問題、そして裁判過程に対する感想を盛り込みました。これらの点を詳しく説明したいと思います。先ほども申し上げましたが、私は事実を確認してほしいと裁判所に要請しました。その一方で、裁判官が私に不利に働くかのような方向で裁判を進めていることに関して、異議を唱えた内容です。

また、クマラスワミ報告書は事実なのか、それとも意見なのか、それとも参考資料なのかを国連側にちゃんと問い合わせて、その答えを得るべきだと私は裁判所に求めました。国連はクマラスワミ報告書を事実として認めるのか、それとも単なる参考資料にすぎないのか、それを確認しないと私に関する正確な判決を下すことができないという話を、意見書に書きました。

その次は河野談話に関する現在の日本政府の評価、そして立場はどういうものなのかを確認してほしいという私の要請でした。河野談話で言っている内容、つまり官憲が関与した強制連行のような話は、オランダのジャワ島で起きたスマラン事件しか確認できません。河野談話はその話を根拠にして作られたと思うのですが、これは朝鮮人慰安婦とは関係ない話です。河野談話は朝鮮人慰安婦も含まれているのか、これに関して今の日本政府の立場を確認してほしいと、私は強く裁判所に求めました。

河野談話に関する今の日本政府の立場は、在韓日本大使館のホームページで確認することができました。日本が発見した資料の中には、軍が関与した強制連行を確認できなかったこと、そして性奴隷という表現は事実に反しており、使用すべきではないと明確に書いてありました。検察側は私が河野談話に反する発言をしたことを根拠にして、起訴したと主張していましたので、この点は事実に反すると裁判所に強く反論しました。

韓国の女性家族部に関しては、女性家族部は日本軍の被害者の具体的な証拠を持っていると言っていますが、それを公開していません。なので、それを公開してほしいという要請を書きました。特に、李容洙という頻繁にメディアに登場する元慰安婦の記録は、必ず事実を確認する必要がある。そして、李容洙の証言の中には「尹美香に言われてこのように証言した」という話の記録が残っています。彼女の証言を全て確認すべきだと私は主張しました。なぜならば、女性家族部が持っている李容洙の強制連行に関する記録（証言）を確認して裁判所に提出しないならば、この裁判を続ける理由がないと私は強くア

ピールしました。

李容洙は2020年、正義連の代表である尹美香を批判する記者会見を行ったのですが、尹は慰安婦を利用するだけで、十分に慰安婦を支援していなかったことが記者会見で暴露されました。もちろん、国民の関心は大いに集まり、裁判で尹はこの件で懲役1年6ヶ月、執行猶予3年という判決を受けました。韓国のハンギョレ新聞は2020年5月8日に、「李容洙おばあさんはなぜ『30年の同志』水曜集会を批判したのか」という記事を掲載しました。

記事には、「正義連の内部事情に詳しいある関係者は『日本や保守陣営などから李容洙ハルモニに対して偽の被害者だという攻撃があったが、このハルモニは公の場で指示されるまま証言してきたのに、なぜ私を守ってくれないのかと正義連に不満を漏らしたこともあった』と語った」とあります。この「指示されるままに」証言したというのは、結局、尹美香がこの李おばあさんに偽証をさせたという話であり、李おばあさん自身が記者会見を開いて暴露したわけです。このような証拠を裁判所に提出したのにも拘らず、正義連側がおばさんたちを教育したという証拠はないという結論で、私は罰金200万ウォンを払うことになりました。

私はこの裁判に関して、今でも納得のいかないところがあります。私が追加の証人として申請した李栄薫先生や西岡力先生、そして李容洙おばあさん、尹美香などを申請したのですが、それに関しては裁判所から全部棄却されました。その結果、判決は罰金200万ウォンで、幸いにも懲役はありませんでしたが、私の事件で最も重要な部分は、慰安婦はお金を稼ぐために売春婦になった女性だという私の発言は、学問の自由の範囲において認められることを証明した点です。私の主張は、資料に基づいた十分に根拠のあるものですが、私の判決があったにもかかわらず、その後も韓国の大学では、私と同じように裁判に訴えられたり、問題視される事件が続いています。

8、慰安婦強制連行否定を許さない韓国の内情

まずは慶熙大学の崔晶植教授チュ・ジョンシクの事件です。哲学科の崔教授は2022年に「西洋哲学の理解」という科目で「日本軍慰安婦強制連行説」について疑問を呈し、真実と虚偽が入り混じった事例とする発言を行いました。しかし、講義から1年半が過ぎた2023年9月に突然、外部団体の扇動により、卒業生や在学生の一部がこれを問題視し始め、彼は大学側から減俸3ヶ月の処分を受けました。この件は検察側が現在捜査していますが、起訴はしていません。私の事件もあったので多分、起訴はしないのではないかと思います。

こういう事件を見ると、韓国の大学側はちょっと私は卑怯だと思います。力のない大学教授に対して大学側は勝手に懲戒処分するのですが、処分の内容というのは、授業中に教授として不適切な発言をしたという理由が主なものですが、そういう理由だと、授業中にそれに当てはまらない発言をする教授はあまりいないと思います。

次は韓神大学のユン・サン Chol 教授の事件です。ユン教授は2024年9月に「社会調査方法論1」の講義中に、「実際、慰安婦が強制的に連れて行かれたという証拠はあまりない…売られて行ったというのはあるが、それは父親や叔父たちが全部売ったんだ…生活が苦しかったから前払いでもらってた…その記録も全部あるのに、どこが強制だというんだ?」と発言し、問題となりました。ユン教授も貧困の上での身売りを説明したのです

が、「妄言（暴言）を吐いた教授」と報道され、攻撃を受けました。この事件は特殊でして、検察と警察はユン教授を起訴したり捜査したりはしなかったのですが、それにも拘らず大学側が突然、ユン教授をクビにしたのです。大学側は懲戒委員会を開いてユン教授の免職を決定したのですが、懲戒の直接的な理由は明らかにされていません。私が思うに、ユン教授は慰安婦の話だけでなく、授業の中で大学の首脳部に関する批判的な話をしたことが大きいのではないかと考えております。韓神大学というのは神学部がある学校で、実は神学部から総長が出たり学長が出たりするのですが、その神学部出身の人たちが真面目に勉強をしていないとユン教授が話して、少し問題になったことがあります。それが実は主な理由ではないかと私は思っています。問題視された2024年9月の講義でも神学部出身者の問題を話していたとのことですので、一つの講義の中で話された慰安婦問題についての発言と神学部についての発言のどちらが免職となった本当の理由なのか判明していない、というのがユン教授事件の特殊性です。

3番目は全南大学の金載昊教授の事件です。金教授は慰安婦に関する直接的な話はしていないのですが、この人が英語で出した本があります。『Economic History of Korea: An Overview』（2024、韓国学中央研究院）という本で、金教授は日本による朝鮮植民地統治期間中に韓国の経済発展があったと書いたのですが、それが批判を受けることになりました。金教授は日本統治時代に起きた事実を述べただけなのですが、それだけで大きく攻撃を受けました。しかし、私の裁判があったので、今後はこのような事件が起きても学問の自由が適用されると思います。事実を述べているだけですから、学問の自由で様々なことがもう少し幅広く許容されるのではないかと、私は期待をしています。

以上で発表を終わらせていただきます。ありがとうございました。